

事業者向け

原油価格高騰対策支援金

対象事業者

- ・令和4年9月30日以前より町内において事業（農業・水産業等含む）を営み、本支援金受給後も継続的に事業を行う意思があること。
- ・町内に本支店を有する法人
- ・町内に住民登録を有する個人事業者
- ・暴力団又は暴力団に関係していないこと。

支援金額

- ・法人…4万円
- ・個人事業者…2万円

提出書類

- ・支援金交付申請書及び支援金交付請求書
- ・直近年の確定申告書の写し又は青色申告決算書の写し（受付印が押印してあるページ）
- ・町外に本店がある場合は、湯河原町内での事業活動を証する書類の写し
- ・個人の場合は、本人確認ができる運転免許証等の写し
- ・開業後まもなく申告時期が未到来の事業所等については、開業届や営業許可証の写し

受付期間

令和4年10月11日（火）～令和5年2月28日（火）

申請方法 問い合わせ先

必要書類を揃え、下記窓口または郵送・メールで提出してください。

〒259-0392 湯河原町中央 2-2-1

湯河原町 観光課 商工係

電話 0465-63-2111（内線）711

MAIL kanko@town.yugawara.kanagawa.jp